

「別 記」

令和8年村上市告示第 号

村上市側溝清掃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活環境の向上に寄与することを目的として自治会が自主的に行う側溝の清掃に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、村上市補助金交付要綱（平成20年村上市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 側溝 一般交通の用に供している道路の排水を処理するために設けられた道路の附帯構造物をいう。
- (2) 自治会 地域住民により自主的に組織された町内又は集落をいう。
- (3) 補助対象事業 側溝内の堆積汚泥等を高圧洗浄車及び吸引車により清掃及び運搬する経費をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるものは、自治会とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象事業の経費に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。

(交付制限)

第5条 市長は、次の号に該当するときは、補助金を交付しないものとする。

- (1) 補助金の交付を受けて、補助対象事業を実施した年度の翌年度4月1日から起算して1年を経過しない補助対象事業

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、村上市側溝清掃補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象事業に要する経費の見積書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、内容を審査し、その結果を村上市側溝清掃補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容を変更しようとするときは、村上市側溝清掃補助金変更交付申請書（様式第3号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、村上市側溝清掃補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 交付決定者は、申請を取り下げようとするときは、村上市側溝清掃補助金取下げ届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、直ちに村上市側溝清掃補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に要した経費の領収書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第11条 市長は、実績報告書を受領したときは、内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、村上市側溝清掃補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第12条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の取消し、又は既に交付した補助金の返還を命じるときは、交付決定者に対し、期限を定めて、村上市側溝清掃補助金返還（取消）通知書（様式第8号）により通知するものとする。

3 前項の規定により補助金の返還命令を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（宛先）村上市長

申請者 〒 _____
住 所 _____
自治会名 _____
代表者名 _____ 印
（自治会又は代表者の印）
電話番号 _____

村上市側溝清掃補助金交付申請書

村上市側溝清掃補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記により申請します。

記

事業実施予定場所	村上市	地内
事業実施予定年月日	年 月 日～	月 日
総事業費（税込み）		円
補助対象事業費（税込み）		円
補助金交付申請額		円（千円未満切捨て）
事業委託予定事業者名		

添付書類

- 事業計画書
- 補助対象事業に要する経費の見積書類の写し

第 号
年 月 日

様

村上市長

村上市側溝清掃補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました村上市側溝清掃補助金については、下記のとおり交付（不交付）の決定をいたしましたので、村上市側溝清掃補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金交付（不交付）決定額 金 _____ 円

2 補助金交付条件

- (1) この補助金の対象となる事業及び内容は、村上市側溝清掃補助金交付要綱及び補助金交付申請書に記載のとおりとします。
- (2) 補助金の申請の内容の全部又は一部を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けてください。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長に報告し、その承認を受けてください。

3 不交付理由

（宛先）村上市長

申請者 〒 _____
住 所 _____
自治会名 _____
代表者名 _____ 印
（自治会又は代表者の印）
電話番号 _____

村上市側溝清掃補助金変更交付申請書

年 月 日付け、第 号で交付決定のありました補助金の申請内容について、村上市側溝清掃補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更内容

変更前	変更後

2 変更理由

添付書類

変更に関する書類

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

村上市長

村上市側溝清掃補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金の交付決定内容について、村上市側溝清掃補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり変更したので通知します。

記

変更内容

変更前	変更後

年 月 日

（宛先）村上市長

申請者 〒 _____
住 所 _____
自治会名 _____
代表者名 _____ 印
（自治会又は代表者の印）
電話番号 _____

村上市側溝清掃補助金取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、
申請を取り下げたいので、村上市側溝清掃補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記
のとおり届出します。

記

交付決定額	金 円
取下げ理由 （具体的に記入のこと）	

（宛先）村上市長

申請者 〒 _____
住 所 _____
自治会名 _____
代表者名 _____
電話番号 _____

村上市側溝清掃補助金実績報告書

年 月 日付け、第 号で交付決定のありました村上市側溝清掃補助金に係る事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額（変更交付決定額） 金 円

2 完了年月日 年 月 日

3 振込先

金融機関名		口座種別（いずれかに○）
支店名		普通 ・ 当座
フリガナ		
口座名義人		
口座番号		

添付書類

- 補助対象事業に要した経費の領収書の写し
- 振込口座通帳の写し

第 号
年 月 日

様

村上市長

村上市側溝清掃補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました補助金については、下記のとおり
確定したので通知します。

記

- 1 補助金交付確定額 金 _____ 円
- 2 補助金交付予定日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

村上市長

村上市側溝清掃補助金返還（取消）通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金について、下記
のとおり返還（取消し）を決定したので、村上市側溝清掃補助金交付要綱第12条第 2
項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 返還（取消）額 _____ 円

3 返 還 期 限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 返還（取消）理由